令和２年第７回教育委員会定例会議事録

令和２年７月１０日

東久留米市教育委員会

令和２年第７回教育委員会定例会

令和２年７月１０日（金）午前９時４０分開会
市役所３階　議会会議室

議題　（１）議案第２８号　東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について
　　　（２）議案第２９号　令和２年度東久留米市一般会計（教育費）９月補正予算（案）について
　　　（３）諸報告
　　　　①新型コロナウイルス感染症に伴う対応について
　　　　②東久留米市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（案）の制定について
　　　　③東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について
　　　　④「令和２年度（令和元年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
　　　　⑤教科書採択に係る教育委員会の傍聴について
　　　　⑥令和２年第２回市議会定例会について
　　　　⑦その他

出席者（５人）

教育長	園田喜雄
委員（教育長職務代理者）	尾関謙一郎
委員	細田初雄
委員	宮下英雄
委員	馬場そわか

東久留米市教育委員会会議規則第１３条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教育部長	森山義雄
指導室長	椿田克之
教育総務課長	栗岡直也
学務課長	白土和巳
生涯学習課長	板倉正弥
図書館長	佐藤貴泰
主幹・統括指導主事	今野稔恵

事務局職員出席者

教育総務課庶務係長	鳥越富貴

傍聴者　５人

◎開会及び開議の宣告

（開会　午前９時４０分）

○園田教育長　これより令和２年第７回教育委員会定例会を開会します。

委員は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

○園田教育長　本日の議事録の署名は尾関委員にお願いします。

○尾関教育委員　はい。

◎会議の進め方

○園田教育長　本日は議案の取り下げ及び追加がありますので、会議の進め方と併せて説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長　委員の皆様には事前にお知らせしましたが、事務手続上の都合により人事案件の議案第２７号を本日の日程から取り下げ、次回の教育委員会に再付議したいと思います。また、９月補正予算案に係る議案第２９号を追加議案とさせていただきたく、よろしくお願いします。

会議の進め方ですが、諸報告②の「東久留米市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（案）の制定について」は議案第２８号と関連しますので、続けて報告します。

○園田教育長　委員の皆様にお諮りします。議案第２７号の取り下げ及び議案第２９号を追加すること、さらに、諸報告②を議案第２８号に続けて報告したいとのことですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

○園田教育長　傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。

○鳥越庶務係長　いらっしゃいます。

○園田教育長　お入りいただきます。

（傍聴者　入室）

傍聴の方にお知らせします。新型コロナウイルス感染症対策のため、傍聴席の間隔をできるだけ空けていること、窓と扉を開けて換気を行っておりますが、マスクをしていただくなど、個々の対策もおとりいただきますようお願いします。

また、お配りしている資料については、お入り用の場合はお持ち帰りいただけます。

◎議事録の承認

○園田教育長　議事録の承認に入ります。５月２７日に開催した第６回定例会の議事録についてご確認いただきました。馬場委員から訂正のご連絡をいただきましたが、そのほかはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第２８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○園田教育長　日程第１、「議案第２８号　東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長　「議案第２８号　東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」、上記の議案を提出する。令和２年７月１０日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。

提案理由ですが、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律が改正されることに伴い、関係規定を整備する必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長　「議案第２８号　東久留米市立学校職員服務規程の一部改正について」説明します。神戸市立学校での教員間で発生したパワーハラスメントなど教職員におけるハラスメントが社会的な注目を浴びる中、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が改正されました。主な改正内容は職場における優越的な関係を背景とした言動、いわゆるパワーハラスメントに起因する問題に関して事業主が講ずべき措置が示されており、事業者にはパワーハラスメントに対する相談体制の整備等が求められております。これに伴いパワーハラスメントに係る措置を服務規程に加えることにより、一部改正を行うものです。

また、男女共同参画社会の発展に伴い、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」及び「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、こちらは既に施行されていますが、妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする上司、同僚による就業環境を害する行為防止を目的として、雇用管理上必要な措置について定められています。こちらについても服務規程の見直しを行う中でパワーハラスメント同様、服務規程に加えさせていただきます。

加えて、この後の諸報告にても報告しますが、これらに加え、各種ハラスメントの防止及びハラスメントが発覚した場合の対応について別途要綱を定めました。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。

○園田教育長　労働法制の改正に伴い、事業主に一定の義務づけが行なわれているということで、小・中学校の服務監督権者である教育委員会として所要の規定の改正を行ったということです。ご質問、ご意見はいかがですか。

○細田教育委員　参考までにお伺いしますが、市職員についてはどのような規定が設けられていますか。

○栗岡教育総務課長　市では、「セクシャルハラスメント防止等対策要綱」及び「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメントの防止等に関する要綱」を定めています。具体的な相談事の対応としては市職員、非正規職員、再任用職員、会計年度任用職員が対象となりますが、職員課により相談窓口を設けています。さらに、セクハラ、パワハラ等のハラスメントに関する相談（ホットライン）がありまして、市職員であれば市の保健師及び臨床心理士による相談を受けることができます。

○園田教育長　そのほかいかがでしょうか。

○宮下教育委員　指導室長から説明がありましたが、これに関わる別途要綱があるということですね。

○椿田指導室長　はい。この後の諸報告②として要綱の制定について説明したいと思います。

○宮下教育委員　詳細な内容になっていますか。

○椿田指導室長　はい。

○宮下教育委員　分かりました。

○園田教育長　この訓令の施行日が空白になっていますがいつを予定していますか。

○椿田指導室長　本日ご承認をいただいた後に手続きを進めたいと思っています。本日付でお願いしたいと思います。

○園田教育長　そのほかいかがですか。

○尾関教育委員　質疑ではなくて、意見を述べたいと思います。

○園田教育長　それでは質疑を終わり、討論に入ります。

○尾関教育委員　後ほどハラスメントに関する要綱の説明があるそうですが、「これまでなかったのか」というご意見もあるかもしれません。こういった各種のハラスメントに対処するために法律も変わり、東京都からもさまざまな通知が出ています。時代に応じていろいろなハラスメントへの対処を加えていくことはやむを得ないと思っています。

ハラスメントには「アカデミックハラスメント」もあります。この言葉を私が聞いたのは１０年前に大学で教えるようになってからです。教える側の立場にある者が教える側に対してハラスメントなんてするのか、と思ったぐらいです。ハラスメントは、教育現場全てにあてはまるもので、いろいろな要因が複雑に絡み合って成り立っています。学校現場で働く方の環境整備についても配慮してもらいたいと思いますので、この議案については賛成です。

○園田教育長　その他の委員はいかがですか。

○馬場教育委員　私も賛成の立場から意見を述べます。神戸市の学校での事件は、子どもたちにとって悪い見本になるいじめですので、本当にひどいと思いました。指導室長からはホットライン等の窓口があると聞きましたが、これまでに東久留米市でも神戸市と同じようなことというわけではありませんが、「相談があった」とか「多かった」とかの情報はありますか、特に顕著なものがなければいいです。こういうルールができることはとてもいいことですが、かつてあったのかと思って伺いました。

○椿田指導室長　こういったハラスメントに対する苦情相談はなかったと思います。

○馬場教育委員　分かりました。

○宮下教育委員　今から十数年前のことになりますが、東久留米市に人権尊重教育推進委員会が設置され、私はその時に教育委員会からその委員会の委員長を命ぜられました。

ハラスメントというものは「人権尊重」ととても関りがあることですから、要綱を設定することは大賛成です。むしろ、時機をもっと早めてもよかったと思います。要綱の制定にあたっては、当時、人権尊重委員会が策定した要綱などとリンクするところもあると思いますので、一度、精査していただければと思います。

○園田教育長　そのほかいかがでしょうか。よろしければ以上で議案第２８号に係る討論を終わります。

これより採決に入ります。「議案第２８号　東久留米市立学校職員の服務規程の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手です。よって議案第２８号は承認することに決しました。

続いて、関連しますので、諸報告②の「東久留米市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（案）の制定について」の説明をお願いします。

○椿田指導室長　日程第３、諸報告②「東久留米市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱（案）の制定について」報告します。

東京都教育委員会ではパワーハラスメント防止の法制化に伴い各区市町村教育委員会に体制整備を進め、区市町村立学校におけるハラスメント防止等に係る措置の実施に関して遺漏なく対応するよう要請がありました。これに基づき、先ほどの東久留米市立学校職員服務規程の一部改正と併せ、ハラスメントの防止のための措置及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための体制整備に関し必要な事項を定めたものがこの要綱です。

本要綱ではセクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに加え、その他のハラスメントとして多様化するハラスメントを定義し、苦情・相談体制の整備とハラスメントが発生した場合について定めています。２ページ以降には、具体的な措置として相談窓口の設置と相談員の選任、職務について規定しています。相談窓口は指導室とし、相談員には指導室長、教職員係長、または係長を各ハラスメントの内容に応じ２名ずつ選出しています。ハラスメント発生時、被害者は文書、口頭、面談にて申請を行うことができ、それを受けた相談窓口は事実関係の確認、調査を行い、ハラスメントの認定の可否を行いつつ、被害者と加害者との関係改善に向けた支援、勤務上の不利益の回復、加害者に対する人事管理上の措置を行います。具体的には、処分量計が改正されたことに伴う東京都教育委員会に対しての服務事項として認定するか否かを検討します。

報告は以上です。

○園田教育長　ただいまの説明についてご意見、ご質問はいかがですか。

○尾関教育委員　この要綱の施行期日も同じ７月１０日でいいですか。

○椿田指導室長　はい。

○宮下教育委員　この要綱の内容についてはよく理解していますが、１点伺います。本文中にハラスメントの定義があり、その次に「教育長の責務」になっています。「教育長の責務」の次に「校長の職務」とあります。諸問題が起きたときは指導室内に相談窓口を設ける。窓口を兼ねている人が相談員であるという形になっていますが、この第８条では「校長は、相談窓口の指導の下、ハラスメント予防のための啓発を行うとともに、教職員から相談・苦情を受けた場合には、必要に応じて相談窓口へ報告する」とあり、これは指導室に報告するということです。

しかし、校長自身が教職員に対してハラスメントを行った場合はどのような対応をとるのでしょうか。規定では「校長に対して報告する」とありますが、校長には報告はできないわけですね。そういう場合は特に人格と尊厳に関わって、慎重に対応しなければいけないと思います。校長に言えない場合もたくさんあると思います。そういう場合には指導室に電話等で申し出るとありますが、そういった状況にある教職員が果たして自分の身の先を案じながら電話等ができるのかどうか…。違う方法がもう一つあってもいいのではないかと思います。例えば、先生方の組織の中に相談員を設置することはできませんか。校長が、「こういう問題があるがどうだろうか」と校内の相談員に話をして、その中で必要があれば教育委員会の窓口に話を持っていく。所属職員の中にあってもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○椿田指導室長　私の過去の経験では、セクハラの窓口として副校長、養護教諭という窓口を学校の組織内に設定していました。学校内において校長に言いにくい状況はあると思いますので、そういった学校のハラスメント対応の窓口に相談していただくとともに、第７条にありますが、相談員が教職員から苦情・相談を受けることについても規定しています。

今回、要綱を定めさせていただきましたらこの内容を各学校に周知し、学校も窓口を設置し、指導室と連携するようにと、今後指示していきたいと思います。

○宮下教育委員　校長が教育委員会と窓口で連携していくことは分かっています。もっと先生

方一人ひとりに対して配慮する必要があるのでは、と思うのです。自分がハラスメントを受けている場合、自分よりも上位の立場にある人ということが前提ですから、果たして本当に所属職員が言えるのかどうか。開かれた学校経営の理念からすると、学校の中でみんながもっと意見を出し合うことができれば、素晴らしい良い職場に持っていけると思います。それを目指すためにも、校内における相談員をきちんと設置することが必要なのでないか。

今、指導室長はご自身が奉職した学校の中でのご経験をお話になりましたが、肝心なことは東久留米市の中においてはどうかということです。必要ならば校内に設置するということはいかがでしょうか。それを規定のどこかに一言加えてもいいのではないかと思います。

○椿田指導室長　ご指摘ありがとうございます。確かにおっしゃるとおりだと思います。この要綱を校長会その他に伝えていく中で、校内においても教職員が気軽に相談できる担当、スクールカウンセラーや養護教諭になると思いますが、そういった窓口を設定するように各学校に伝えていきたいと思います。

○宮下教育委員　そうしますと、この次の校長会でそのようなことをお話しされるとなれば、もしかしたら細かい部分は変わる可能性があるかもしれないですね。尾関委員が言われた今日の日付から変わるかもしれません。

○椿田指導室長　はい。

○宮下教育委員　もう１点伺います。本人からの申出の方法には面談、電話、文書によることとあります。指導室もいろいろ事務等があり大変ですから、面談や電話の対応をする場合でもご苦労されると思っています。ここには「文書による」と書いてあります。文書は残るものです。一定の様式を考えていますか。

○椿田指導室長　ご指摘ありがとうございます。様式までは考えていませんでした。宮下委員ご指摘のとおり、様式を定めていきたいと思います。

○宮下教育委員　なぜそういう話をしたかというと、様式があればそれに基づいて本人も整理して記入できますし、指導室においても相談窓口でこの様式による申し出を決裁することで、苦情または相談の正式のルートで対応されると思うのです。なので、様式を検討していただければと思います。他の教育委員会でも検討していると思いますので、それらを参考にしながらお願いしたいと思います。

○椿田指導室長　はい。他市の情報も集めて対応していきたいと思います。

○園田教育長　相談の窓口、チャンネルは複数あればいいということですが、おっしゃるとおりだと思います。一つだけですと、その部分に問題があったときに相談することが難しくなりますので、その工夫はさせてもらった方がいいと思います。

しかし、その部分を規定で示すのか、要綱で示すのか、あるいは別途、学校に対しての通知文の中で示すなどいろいろなやり方がありますので、相談させていただきたいと思います。

○宮下教育委員　もう１点伺います。「教育長の責務」の中で「いろいろな研修をする」とありました。とても大切なことだと思っています。この問題で一番判断に困るのは、ハラスメントなのか指導なのかという境界線です。大変難しいことですから、事例を通しながら研修を進めてほしいと思います。

○椿田指導室長　教職員に関する研修として、毎年、服務事故防止研修を夏前辺りに行っています。ハラスメントなのか指導なのかが明確になるような事例等を集めながら、各学校でそういった研修を行っていくよう資料をつくっていきます。

○細田教育委員　「被害者と加害者が改善に向けて」とありますが、長引いた場合は東京教育委員会に報告して異動させることもあるのですか。そうしないと子どもたちに影響を及ぼす

と思うのですが。

○椿田指導室長　ハラスメントの内容に関しては軽重様々あると思います。重大な場合は東京都教育庁の人事部と連携して長引かないように事実確認をはっきりさせ、服務事故として取り扱います。異動するかどうかは別な話になりますが、先ずは発生した事例について東京都と連携しながら指導していきたいと思っています。

○園田教育長　この要綱は表題のとおり、基本的には防止のための要綱です。事柄が大きくならないようにどう防止していくか。そういう観点から相談員などを設けるということが主たる目的です。細田委員のご心配のとおり、大きな問題になったときはまた別途いろいろな対応をとることになりますので、そこは遺漏なく対応していくことになると思います。

○宮下教育委員　そこを明確にするために、先ほど私は様式があった方がいいのではと申し上げたのです。さらに、これは人権に関わる問題ですので、決裁については必要な方の決裁のみになると思います。そういったことも考慮しながら、必要があれば人事部と対応しながら次の手を考えていくことも必要だと思います。

○馬場教育委員　ハラスメントに対する対応については国が始めていますが、市の要綱も抑止になると思います。数多い相談が指導室に来ることが考えられます。判断する際には、言った者勝ちにならないようにしなければなりませんし、その判断もすごく微妙だと思います。学校現場のことではありませんが、重大事故の場合はともかく、実際は「その判断はどうなのか」というケースがかなり多いと聞きます。

要綱の制定等は抑止にはなりますが、指導室や学校の業務が増え、子どもたちの指導の方に影響がいかないようにしてほしいです。要綱の制定はとてもいいことですが、このことでまた振り回されたりしないようにしてもらいたいです。

宮下先生が言われたように様式があれば、ある程度の文字数で書いて、提出の仕方や、こういう状況になったらさらに上位に報告がいく、という流れがある程度指導室の中でできていると、こういう言い方は語弊があるかもしれませんが余計な時間をかけなくて済むと思います。要綱の制定はとてもいいことですが、そこに多くの時間を割くことがないといいと思っています。要綱をつくってからがすごく大変になったという話は、民間企業の例としてよく聞きます。

○宮下教育委員　先ほど指導室長が、「こういうことについては過去に自分が知る限りでは、本市においてはない」と話をされました。それならば良かったと思っていますが、いつか教育委員会の場で、教育長がこういう話をされたことがありました。「毎日たくさんの苦情が来ている」と。記憶されている方もいると思います。

そのような苦情が来た場合、指導室では今まではどのような対処をしていましたか。

もしかしたらこのことに関わる問題もあったのかもしれないと思いますので、これまでの対応について伺います。

○椿田指導室長　たくさんの苦情についてですが、その内容は保護者から、また、地域からのものもありますが、中には対教員に対しての困りごともありました。その場合は「すぐ指導」というよりも服務に関することでしたので、私と教職員係長が事実確認を行ったという対応は過去にあります。事実確認後に聞き取りをした際、その教員もそういうことの行為について事実を認めて謝罪をし、それを校長も了解し、今後は気をつけて指導に当たらせるという対応がありました。

○宮下教育委員　そのような情報があった場合、きちんと文書に残していますよね。

○椿田指導室長　記録に残してあります。

○宮下教育委員　その文書はどのような決裁をとるのですか。

○椿田指導室長　軽微なものについては教職員係と私までとし、記録は保管しています。今後、大きな事案が発生した場合には、教育部長や教育長まで決裁するケースもあると思います。

○宮下教育委員　この問題は、苦情を申し立てた方と申し立てられた方のそれぞれの人権に配慮する必要があります。両者の人格と尊厳に関わる内容ですので、慎重に記録を残していかなければならないと思います。

◎議案第２９号の説明、質疑、討論、採決

○園田教育長　日程第２、「議案第２９号　令和２年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○森山教育部長　「議案第２９号　令和２年度東久留米市一般会計（教育費）9 月補正予算（案）について」、上記の議案を提出する。令和２年７月１０日提出。東久留米市教育委員会教育長、園田喜雄。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。

○椿田指導室長　今回の９月補正予算では２件出しています。1件目はオリンピック・パラリンピック教育推進校事業【東京都受託事業】です。理由ですが、オリンピック・パラリンピック教育推進のために指定された教育推進校、市内小・中学校全校ですが、全校へ都から委託金が支払われることになっていましたが、事業費の上限額が変更されたことなどにより減額する必要があるためです。

２件目は持続可能な社会づくりに向けた教育推進校事業【東京都受託事業】についてです。東中学校がこの指定校を受け、平成３１年４月から令和３年３月までの２カ年事業として実施しています。理由ですが、実施内容により令和２年度は当初予算で設定した予算金額を組み替える必要があるためです。

○園田教育長　ご意見、ご質問はいかがですか。よろしいですか。なければ以上で質疑を終わります。

これより議案第２９号の討論に入ります。討論はありますか。

○尾関教育委員　討論ありません。

○園田教育長　討論なしです。採決に入ります。「議案第２９号　令和２年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

全員挙手です。よって議案第２９号は承認することに決しました。

◎諸報告

○園田教育長　日程第３、諸報告に入ります。①「新型コロナウイルス感染症に伴う対応について」から説明をお願いします。

○板倉生涯学習課長　前回５月２７日の教育委員会以降の新型コロナウイルス感染症に対する対応について先ずは生涯学習課と図書館から、続いて、学校関係の順に報告します。

生涯学習課関連について報告します。スポーツセンターについては６月６日にトレーニングルームを除いて再開し、その後、トレーニングルームについても６月１５日から再開しました。また、７月にはＰＣＲの検査場も撤去されたことから、駐車場も全面開放されていま

す。この間、利用者から特段大きなご意見等は寄せられていません。なお、２階の喫食ができるイルソーレというスペースについては、委託事業者から現在のスポーツセンターの利用人数の状況では開館することが難しいというということで、現在も休止が続いています。

６月の利用者数は昨年度が６月の１カ月間で約４万１，０００人いましたが、今年度は１万１，０００人ほどになっています。また、屋内運動施設ということでは青少年センターが６月６日から再開し、こちらも特に混乱なくご利用いただいています。

また、生涯学習センターについてもスポーツセンターと同じく６月６日から、一部を除いて再開しています。また、調理室、音楽室についても６月２３日から再開していまして、同じくこの６月の利用者数については昨年度が９，９００人ほど１カ月でご利用いただいるところ、今年度は１，５００人となっています。生涯学習センターについてもご利用者様からの特段のご意見はいただいていません。

最後に、今年度１０月１７日から１１月２２日まで予定していました第５０回市民文化祭ですが、この間、文化協会とも相談を進めてきましたが、今年度については休止させていただく方向となりました。以上です。

〇佐藤図書館長　図書館の状況について報告します。前回の教育委員会後、５月２８日から４館全館で予約本の受け渡し、返却本の受け取り等の臨時窓口を開設しました。その後、中央図書館については６月１日から大規模改修工事に伴い、今年度いっぱいの長期の休館に入っています。残りの地区館３館ですが、新型コロナウイルス感染拡大防止に対する東京都の段階的な緩和措置に対応して、６月３日から地区館の入場制限を行いながら、館内において書架からの本の貸し出しを開始しています。その後、６月１８日からさらに利用制限を緩和しまして現在は条例上の開館時間である午前９時から午後７時までとし、入場整理券等の配布は行わず、皆さんに入館していただける形で運営しています。ただし、座席の利用等については現在制限をしていますが、現下においては東京都でも感染状況が２００人を超える状況ですのでそちらの状況を見据えながらになりますが、今後は座席を間引きながら閲覧席の利用等についても検討しているところです。

なお、三つの地区館の再開後の運営状況ですが、中央図書館が休館しており、中央図書館をご利用していたただいた方が地区館をご利用されていますので、コロナ後の影響と中央図書館の影響が混在していますが、ひばりが丘図書館については前年同月対比で６月については利用者が増加しています。また、東部図書館については利用者自体は前年の人数と大きな変化はないという報告を昨日受けましたが、貸出冊数は増えていると伺っています。

〇椿田指導室長　私からは学校の状況について報告します。学校は６月１日から段階的に再開されました。分散登校により午前授業を行い、６月第３週からは通常登校で授業を進めています。指導室訪問等で各学校の様子を見てきました。新型コロナウイルス感染症対策として、児童・生徒は登校時に体温を記録した生活カードを提出し、検温を家庭でし忘れた子どもは保健室で体温を測る体制がとられています。また、保健室内でも発熱した子どもとケガをした子どもが接触しないよう、治療場所を分けるなどの工夫を行っています。

子どもたちは新しい生活様式を意識しており、手洗いやトイレなど密にならないよう間隔を開けて並び、落ち着いて学校生活を過ごしています。教室内では子どもたちは机と机の間隔を空けて座り、教員もマスクをして授業を行っています。中学校の英語教員は発音の口の開きが分かるようフェイスシールドを使うなど、感染拡大防止の取り組みを徹底しています。

休業明けの子どもたちですが、家庭学習の取り組みの差があることを教員が確実に把握し、個別に補習などを行っています。どの学校でも欠席する子は少なく、通常の学校に戻りつつ

あります。また、全ての学校において保護者会や個人面談を行い、今後の学校の取り組みや感染症対策などについて保護者に説明を行い、保護者が安心して子どもたちを学校に送り出せるよう連携を図っています。なお、今週になって保護者や家族の職場で感染者が出たため、大事をとって学校を休む児童・生徒の報告が３件ありました。今後も気を緩めずに対応していきます。

最後になりますが、６月２４日に、文部科学省の萩生田大臣が神宝小学校の学校視察に来られました。休業明けの感染症予防の学校の取り組みを見ることを目的として、同校の宮崎副校長先生の人脈によって実現したものです。萩生田大臣は午前１０時３０分ごろに学校に到着され、休み時間に元気で校庭で遊んでいる子どもたちの様子や授業の様子視察された後、感染症予防の取り組みなどの意見交換を行いました。また、給食の準備も視察され、おしゃべりをせず、落ち着いて給食の準備をしている１年生の様子を見て、感心されていました。

視察の様子については市のホームページや広報の写真ニュース、さらに文部科学省ホームページの「今日の出来事」に写真などが掲載されていますので、お時間のあるときにご覧いただければ幸いです。

○園田教育長　これまでの新型コロナウイルス感染症に伴う対応についての説明がありました。この件についてご意見、ご質問はありますか。

昨日の感染者数を見るとそれぞれの学校や教育施設では緊張感を持ちながら、今後とも引き続き対応していく所存です。

○宮下教育委員　後で報告もあろうか思いますが、市議会においても議員から様々な質問がありますね。保護者が一番心配しているのは、子どもたちの学習の問題です。子どもたちの学習について、これまでのものをどのように補てんしていくのかが大きな課題です。

文部科学省もいろいろな対策をとってきています。例えば、４月１０日には先ず「臨時休業中の学習について」の通知を出しました。４月２１日には「学びの保障について」という通知、５月１５日には「学びの保障の方向性について」の通知、６月６日には「学びのパッケージ」という通知です。この「学びのパッケージ」には三つあって、先ずは学習指導の重点化を図ってくださいということ、夏休みの短縮と土曜授業の開設、学校行事の実施も可能ですというものでした。そのようなことが「学びのパッケージ」の中に示されています。

今、申し上げた１と２についてはもう本市では進めていますか。進めることによって、どのぐらい子どもたちの失われてきた授業日数を補てんすることができたのか。現状と今後の見通を伺えればと思います。

○椿田指導室長　夏休みと土曜授業のことでよろしいですか。

○宮下教育委員　そうです。

○椿田指導室長　夏休みと土曜授業についてですが、夏休みは８月の真ん中の２週間、それ以外は授業日と決定しました。また、朝学習を実施しながら授業時数を確保するため、学校の状況に応じて土曜授業を月２回程度実施ということで周知しており、学校も対応しています。

学びの保障についてですが、国でも６月に学校の教育活動でできるものと、家庭で取り組めるものについて、教科書会社の本を紹介しながら効率的な学習の重点化についての指導がありました。こちらについては学校に通知をしています。

また、その指導に合わせながら子どもたちの学習状況に応じて年間指導計画の見直しを行い、重点的に取り組むところと復習的に取り組むところとの整備をこの６月中に行い、各学校では今年度の学習を確実に行えるように計画を立てています。

○宮下教育委員　そうすることによってどのぐらいの授業日数がクリアできますか。

○椿田指導室長　小学校４年生から中学校３年生まで標準授業時数は１，０１５時間ですが、指導室の試算では、各学校は９５０時間前後の授業時数を確保できる見通しになっています。ついては、小学校１年生から３年生までについては、標準授業時数は十分確保できるようになっています。

○宮下教育委員　分かりました。数値目標を明確にしながら実施しているということですね。感謝申し上げたいと思います。

○園田教育長　今の時数は４月からという意味ですね。４月、５月分の時数に対してということです。３月の分についてはまたそれとは別ということでご理解いただければと思います。

○宮下教育委員　１，０１５時間というのは１年間の総時数ですからね。

○園田教育長　教科書によって自宅学習が可能な部分と学校での指導が必要な部分があり、これについては文部科学大臣が学校を視察されて懇談された際、大臣からも、「文部科学省としても教科書会社等と一緒に相当力を入れて議論をした上で各学校に示す」と強調されていましたので、ご紹介させていただきます。

○宮下教育委員　内容の重点化が図られるということですが、本市が今使っている教科書会社の重点化されたカリキュラムは配布されていますか。

○椿田指導室長　各教科書会社のホームページには、各教科について重点化できることを示している資料があります。

○宮下教育委員　分かりました。

○園田教育長　そのほかいかがでしょうか。

○馬場教育委員　宮下先生のご発言と関連します。「今後も感染が拡大された場合でも全体的な休業は今のところ考えていない」ということですが、また一斉休業になったり、学級閉鎖になったりすることで今まで以上に個人的な学習の遅れが出たり、また、「このクラスだけは休まなかったから授業が進んでいる」というばらつきも出てくるのではないかと思います。保護者が心配なのは、学校でできることと自宅でできることを明確にされても、働きに出ている保護者は補てんしてあげられない。こういう状況になって学校のありがたみ、教育のありがたみを知ったというぐらいです。自宅でやる場合、時間と空間の確保が先ずは課題です。また、一番大きい課題は市議会でも話題になっていますが、本市でもＩＣＴ教育をしっかり進めてもらう必要があると思っています。国からも予算も出ていますからどんどん進めてほしいです。ＩＣＴ教育を進めただけでは学力のでこぼこがクリアになるわけではないことは、もちろん分かっています。進めることによって、かえって取りこぼしが出て新たな差が出るかもしれないです。だとしても、タブレットを使った授業で少しでも引っ張り上げてもらうことが保護者の不安を解消する一つになると思います。

　新聞やテレビでもＩＣＴ教育の効果については報道されています。今日、市のＩＣＴ教育推進委員会がスタートいうことですが、ＩＣＴ教育やＧＩＧＡスクール構想を進めてもらいたいと思います。

　また、学校を休むときに、例えば親の判断で休ませる子どもたちと、親の職場でコロナが発生して休ませるという報告が何件かありました。そういうでこぼこも今後はあると思います。考えなければならない教育の問題が吹き出ていると思いますが、これをきっかけにＩＣＴ教育でぐんぐんと子どもたちを引っ張っていってもらいたいと思います。

○園田教育長　指導室からコメントはありますか。

○椿田指導室長　様々なご指摘ありがとうございます。今後、第２波、第３波が起きると、家庭における学習のあり方を再度考える時が来るかもしれません。この３月から５月までの休

業のときの各学校の取り組みは様々な利点や改善点もあり、いろいろ考えさせられる機会となりました。この事例を今後生かせるようにしていきたいと思っています。

中でも、タブレットを使った学習について、今回は学校に整備してもらえるという体制もとれ、利用する子どもたちもいます。タブレット等のＩＣＴ機器を使った学習がこれから必要になってくるのは明らかです。本市でもＩＣＴ教育推進委員会を立ち上げ、今日の午後に第１回目を行います。タブレットを使った学習のあり方、また、１人１台の環境下になったときのＧＩＧＡスクール構想による新たな授業についてしっかりと研究していきたいと思っています。

○園田教育長　ＩＣＴ教育推進委員会は今日の午後に１回目を開催するということですが、今日の午後に予定されている内容や、現時点ではこういう流れで進めていきますなど、ここで説明できることがあればお願いします。

○今野統括指導主事　全部で今年度中に５回開催します。第１回目の本日は、本市の情報教育支援員から、都内のＩＣＴを活用している学校の様子やＧＩＧＡスクール構想の全体像についてなどの講演をしてもらうことになっています。

○園田教育長　次回以降についてはどうですか。

○今野統括指導主事　手持ちの資料を持ってきていないのですが、第２回目は今回の件を踏まえて東久留米市としてどういうことができるのか、今現在どういうことを行っているのかなどを話し合う予定です。第３回目は先行実施している小学校と中学校の視察を考えています。視察先はまだ決定していません。第４回目はその視察を踏まえて、さらに来年度以降、子どもたちに実際にどのような活用ができるのか、どのような授業を構築できるのかを話し合っていきます。第５回目は、次年度から実際にどの教員も活用できるようにという提言を取りまとめる予定です。

○園田教育長　重要な内容なので、今後もこの教育委員会の場で進捗状況等の報告をお願いします。そのほかいかがですか。

○宮下教育委員　ＩＣＴ教育推進委員会は本日が第１回目だとのことです。東京都のＩＣＴ教育研究校の指定を受けて、本市でもタブレットを使った研究校がありましたね。そこで研究発表をやっているわけです。市内全校の先生方が見に来ていますから、その実践をもっと広めていきたいと思います。

ＧＩＧＡスクール構想の実現はすぐやって来ます。その時になってどうするかではなく、「今までもこうやっている。その上でさらにどうするのか」ということで考えていった方が効率的です。研究をしている学校がありますし、今までの研究報告の冊子が指導室にあるはずです。それを参考にしながら大いにスピードアップしていかなければいけないと思っています。この間、市議会でもこれに関する一般質問において、相当熱く語られている方がいました。教育委員会の答弁の中にも、既に Society5.0 の時代であるとの認識で回答がありました。本当にスピードアップして対応策を考えてほしいと思っています。

私でさえオンライン授業をやれと言われていまして、自分の書棚を全部整理しました。映り込んで見られてしまいますからね（笑）。大変でした。最近はいいスクリーンを売っているので、そんなに整理しなくてもよかったようですが…。私もオンライン授業を通して、そういう時代の中に入ってきたと身をもって感じています。

○園田教育長　よろしければ次の議題に入ります。「③東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について」の説明をお願いします。

○白土学務課長　「東久留米市就学援助費事務処理要綱及び東久留米市特別支援教育就学奨励費事務処理要綱の一部改正について」報告します。本件は前回の教育委員会において報告をしたとおり、就学援助費奨励費において令和２年４月以降の臨時休校の影響により給食を停止している期間について学校給食が実施されたとみなし、学校給食費の支給を行うため要綱の一部改正を行ったものです。援助費、奨励費とも要綱の改正内容は同一ですので、一括で説明します。

資料１枚目の中ほどをご覧ください。援助費目学校給食費の支給内容について、現在は「認定者から実際に徴収した経費とする。」とあるのを、令和２年度に限り、「認定者から実際に徴収した経費及び学校の臨時休校の影響により給食が停止となっている期間の給食費相当額とする。」という形で読み替えを行うものです。なお、この支給については例年の就学援助費奨励費の１回目支給と同様、８月末の支給を予定しています。

○園田教育長　よろしければ、続いて「④令和２年度（令和元年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長　「令和２年度（令和元年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について説明します。

この４月以降、各所管においては教育振興基本計画に基づき、令和元年度事業計画に挙げた９２項目の施策についての「実績」及び「今後の方向」について教育委員の皆様に説明してきました。ここで事務局による報告書案がまとまりましたので、本日は各所管からポイントとなる事業を幾つか説明します。

なお、４月の定例会において承認されました３名の有識者のうち、並木先生と廣嶋先生には６月２６日金曜日の午後に、教育委員の皆様と一緒に市立南中学校の授業を参観していただき、その後、市役所にて報告書の説明会に出席していただきました。有識者の先生からは不登校やいじめに関する件について、ＧＩＧＡスクール構想における本市の取り組みについて、特別支援教育について、オリパラ教育についてなど、多岐にわたるご質問がありました。来年度に向けて有識者のご意見のうち取り入れられるものについては、教育委員の皆様ともご相談しながら反映させていきたいと思います。

有識者の先生方には７月中に評価文を送っていただく予定となっています。その間、事業内容については所管課と必要な際にやりとりを行いながら評価文を完成させていただきます。完成した報告書については８月の定例会に付議し、ご承認いただければ庁議報告を経て市議会で報告する予定となっています。

それでは、報告書に沿って順に教育総務課から主なものを説明します。報告書の７１ページから７４ページまでの３事業が教育総務課所管の事業です。７１ページの事業番号５７番は昨年度実施しました第二小学校東校舎、東中学校東校舎東側、大門中学校校舎西側、及び技術室の大規模、中規模工事について、老朽化に対応するための改修を実施するとともに特別教室へのエアコンの設置、トイレ改修を行いました。今後の学校施設保全に向けては市の施設整備プログラムに沿って進めていきますが、児童・生徒の安全確保のための工事や、教育環境を取り巻く環境の変化に対応するための施設整備についても引き続き継続していく必要があり、「今後の方向」の評価は継続としています。

事業番号５８番は熱中症対策として小学校７校の図工室のエアコンの設置、事業番号５９番は地域住民の避難所となる小・中学校１４校の体育館のトイレの洋式化の実施です。いずれの事業も教育環境の改善を図るもので、国や都の補助金を活用しながら実施しています。

空調機設置やトイレの洋式化については今後も大規模、中規模工事の際に合わせて進めていく計画ですが、活用できる補助金の動向に注視しながら市の財政負担の軽減にも努めていきます。教育総務課分については以上です。

○白土学務課長　学務課分の事業を説明します。２６ページ、２７ページになります。学校給食の関係です。２６ページの事業番号１３番は学校給食への地場産農産物の活用を引き続き図るというもので、昨年、委員の皆様にもご協力いただいた「くるめ産給食の日」の取り組みや日々の学校給食への農産物納入の呼びかけ、農業委員会研修会での呼びかけなどのそういった取り組みを行い、今後とも産業政策課とも連携し、事業としては継続の方向で考えています。

２７ページの事業番号１４番は、引き続き「東久留米市立小学校給食調理業務委託推進計画」に基づき、小学校給食の調理業務委託を推進するというもので、昨年度、議決いただいた本計画の見直しにより、令和４年度からの親子調理方式の組み替えを実施するものとして「今後の方向」を継続とし、この内容に沿って小学校給食の調理環境を整備し、委託による調理体制の弾力化を図るものです。

続いて、２９ページの事業番号１６番は健康相談・保健指導を重視し、養護教諭を中心に健康相談事例の共有を進めるというものです。具体的には、養護教諭による定期的な学校保健部会の開催により、事務的な連絡のほか情報交換、小・中学校別の部会を開催するなど、各校での事例の共有に務めていただき、また、自主的に研修会等も実施しています。今般の新型コロナウイルス感染症等の重要情報共有もこの会で実施しています。「今後の方向」としても継続として、引き続き取り組みを進めます。

続いて、７０ページの事業番号５６番は「東久留米市通学路交通安全プログラム」に基づき通学路点検を実施し必要に応じた対策を講じていくというものです。実績としては、平成３０年度までに全ての小学校通学路に防犯カメラを設置しましたが、緊急合同点検を経てさらに８カ所の防犯カメラの必要性が認められたため、これを昨年度設置したものです。また、本プログラムに基づき通学路点検等を実施し、関係各所への改善要望等を行っています。「今後の方向」としては、防犯カメラについては設置完了し一定の対策が講じられると考えており、今後は維持・管理は引き続き行うこと、また、本プログラムに基づき通学路点検を実施し、必要に応じた対策を今後も講じていくとしています。

最後は７５ページの事業番号６０番で、「西部地域小学校再編成（下里小学校の閉校）に向けた実施計画」に基づいた取り組みです。３月末をもって下里小学校が閉校するに当たっての取り組み、交流事業や小学校統合準備会の開催、また、統合後の第十小学校の通学区域内のカメラ２台の増設、さらに、今年度実施予定となっていましたトイレ改修の実施設計、第十小学校に教員の加配を行ったこと等の実績を記載し、「今後の方向」としては、下里小学校の閉校により小学校の再編成計画におけるところは終了しています。適正規模・適正配置については、今後も将来推計等を注視していくということで継続としています。

学務課の所掌は以上です。

○板倉生涯学習課長　続きまして、生涯学習課の事業について説明します。項目が多岐に及びますので一部抜粋で説明します。７９ページをお願いします。四つの柱である「生涯学習社会の構築」の基本施策「生涯にわたる学習活動の充実」の「（１）学習・交流の機械の提供と環境の整備」の事業番号６３番です。竣工以来大規模改造工事を実施していない生涯学習センターの老朽化対策として、トイレの改修工事を実施するという事業です。

「取組状況の評価」は前進としています。老朽化対策として、地下１階、地上１階、２階

のトイレを改修しました。男女合わせて１３基あった和便器を全て洋式化するとともに、ベビーチェア１４カ所、ベビーベッドを３カ所増やし、子育て世代に配慮したほか、各階の誰でもトイレについてもバリアフリー機能の強化を図っています。「今後の方向」は継続としました。令和３年度、４年度に引き続き大規模改造工事を予定していまして、今年度、当該工事に向けた設計委託を行うこととしています。

続いて、１００ページをお願いします。「基本施策４　文化財の保護と活用」の「（２）文化財の活用と確実な伝承・継承の推進」です。事業番号は８２番「東久留米市歴史ライブラリー」シリーズの第２巻として平成３１年度は明治時代の市域の絵図をテーマとした「東久留米の古地図」を刊行し、その後も順次、東久留米の歴史や文化財のテーマごとに発行していくという事業です。「取組状況の評価」は進行中としました。郷土資料室所蔵の「明治時代各村地引絵図」を中心として、江戸時代から明治時代の古地図についてまとめた「東久留米市歴史ライブラリー」第２巻『東久留米の古地図』を刊行し、この７月より頒布を開始しています。また、平成３０年度に第１巻として発行した『東久留米の戦争遺跡』については令和元年の７月から頒布を開始し、昨年度の頒布実績は１０３冊となっています。「今後の方向」は継続です。「東久留米歴史ライブラリーシリーズ」はこれまで出している各シリーズを補完し、テーマをより絞り込んで、深く掘り下げた内容で作成することを目標としています。令和２年度はシリーズの第３巻として『東久留米の学校史』の発行に向けて現在取り組んでいます。

続きまして、１０７ページをご覧ください。「基本施策５　市民スポーツの振興」の「（ｂ）スポーツ環境の整備」の８７番は、市の東部地域に多様なスポーツに利用できる上の原屋外運動施設を整備するという事業です。「取組状況の評価」は前進です。令和２年１月１２日に２３８名の方にお集りいただき、上の原グラウンドのオープニングセレモニーを実施しました。また、２月からは抽選による一般利用も開始し、毎月１，１００名以上の方にご利用いただいています。「今後の方向」は継続としています。今後は利用者のニーズを把握し、多様な市民のスポーツの場として、また、他の運動施設と一体的に市民スポーツのさらなる充実を目指して運用を図っていきたいと考えています。

最後になります。１１１ページと１１２ページを併せて説明します。どちらもオリンピック・パラリンピックの精神を生かした教育の充実を目的とした事業です。「取組状況の評価」は進行中としています。１１１ページでは、パラリンピック競技体験として５人制サッカー体験などを、市民みんなのまつりを活用し、また、オリンピック競技体験ではハンドボールの体験事業として、ゆるスポーツの「ハンぎょボール」の体験教室を行いました。１１２ページではオリンピアン、パラリンピアンを講師とした教室として計３回、昨年度は卓球、水泳、陸上の教室を実施し、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成事業を実施しています。両事業の「今後の方向」はともに改善です。ご承知のとおり、オリンピック・パラリンピックの大会が令和３年に延期となっています。また、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、これらの安全を確保しながら改めて市民の機運を高めていきたいと考えています。

○佐藤図書館長　続いて図書館です。８３ページから９６ページまで、「基本施策３　図書館サービスの充実」に関する事業について概要を説明します。図書館については施策内容が「図書館サービスの充実」の（ａ）から（ｄ）までの、大きく四つの柱に分かれています。

初めに８３ページを御覧ください。一つ目の柱の「資料・情報提供の充実と学習支援」の事業番号６７番についてです。「今後の方向」は継続です。令和元年度は新型コロナウイル

ス感染拡大防止のため、令和２年３月２日から図書館全館を臨時休館しました。３月１８日から３１日までの間は予約本の受け渡し、返却本の受け取りのみ臨時窓口を開設したものの、実質、開館は１１カ月の実績となっているため、前年度と比較して利用登録者数、貸出点数等は減少しています。しかし、１カ月平均として実績値を月数で割り返してみると概ね横ばいの状況であると見込んでいます。また、学習室の利用やデータベースなどを使った図書館利用も増えているほか、地区館のレファレンス件数が増加している館もあることから、図書館の利用方法が多様化していることが伺えます。なお、事業計画においては小学校高学年の利用促進を図る取り組みとして、春休みに中学生、高校生が企画・運営する事業を予定していましたが、残念ながら新型コロナウイルスの影響により実施ができませんでした。こちらは今後の新型コロナウイルスの動向等も見据えながら、改めて実施に向けて検討していきたいと考えています。

その他、「資料・情報提供の充実の学習支援」では、８６ページの事業番号６９では図書館利用に障害のある方も含め、誰もが図書館サービスを享受できるようＩＣＴ環境を整備する取り組みを行っています。こちらは秋口より中央図書館にタブレット端末を２台導入し、年明けから窓口での運用を開始したところですが、新型コロナウイルスによる臨時休館から、中央図書館は大規模改修工事による長期休館に入ってしまったため、本格的な運用は令和３年度からとなります。今年度においてはより運用について研究していきたいと考えています。また、こちらも「今後の方向」は継続ですが、今後、新しい生活様式に対応していくには電子書籍や地域資料等のデジタル化などによるインターネットなどを活用した非来館型のサービス提供についても検討する必要があると考えています。

その他、８８ページの事業番号７１においては、中央図書館大規模改修工事に向けた実施設計委託を行っています。こちらはユニバーサルデザインやユニバーサル化の観点から施設・設備やサービス内容について検討し、児童開架室の段差解消やロビー床のフラット化、トイレ洋式化、授乳室の設置、対面朗読室の設置等を実施設計の中で反映させています。なお、こちらの改修工事については今月から本格的に着工し、年度末まで行います。なお、中央図書館は今年度いっぱい臨時休館ということで、ご利用者の皆様、市民の皆様にはご不便をおかけしますが、来週の７月１４日から市庁舎７階において、中央図書館の臨時窓口を開設します。庁舎の開館時間に合わせますので午前９時から午後５時までですが、金曜日が休館日で、土曜日と日曜日を含め、金曜日を除く毎日、こちらで予約本の受け渡し、返却本の受け取りなど、臨時窓口でサービス提供していきます。

続いて、８９ページからは「地域資料・行政資料の収集・保存」になります。令和３年度から中央図書館を含む全館を一体で担う指定管理者制度を導入しますが、地域資料サービスはその後も市が直接担っていきます。資料の収集・整理・保存や地域資料を活用した事業の充実に今後も務めていきたいと考えています。

９１ページですが、昨年度、中央図書館が開館４０周年だったことから記念のイベントや展示なども行いました。「図書館の特別な１日」として、４０年前の開館時に行いましたおはなし会を再現するおはなし会、図書館長と巡るバックヤードツアー、図書館を調べるためのワークや閉館後の図書館でのイベントなどを実施しています。また、秋口にもナイトライブラリーということで４０周年記念の第２弾として多摩六都科学館のご協力の下、映像による宇宙旅行体験と閉館後での図書館のイベントなどを実施しました。ここで図書館に対する様々なご意見や感想などをいただいたものを生かして、新たな図書館運営にも反映していきたいと考えています。

続いて９２ページからは「子ども読書活動の推進」になります。事業番号７５では「第３次東久留米市子ども読書活動推進計画」を作成しました。策定に当たりましては図書館協議会からのご提言や市民の皆様からのパブリックコメント等も反映し、内容を策定しています。今後は新たな計画に基づき、子ども読書活動を推進していきます。特に、次のページの事業番号７６にあります読書や図書館利用に特別な支援を必要とする子どもたちに向けたサービスの充実を、新たな計画では重点施策としています。こちらの取り組みも強化していきたいと考えています。

最後に、９６ページ「効率的で持続可能な図書館運営の推進」です。平成２９年１月に決定しました「今後の東久留米市立図書館の運営方針」に基づき準備を進めています。今年度においては４館を一体で担う指定管理者の選定とともに、中央図書館大規模改修工事等を進めていきます。

図書館については以上です。

○今野統括指導主事　指導室から説明します。四つの柱のうち、三つの柱について１点ずつの説明に絞らせていただきます。柱の１、２３ページの事業番号１０について説明します。「実績」は進行中とし、「今後の方向」は継続としました。学校間におけるいじめの認知数については差があります。そこで令和元年度は認知数の差の縮小に向けた研修を行いました。特に、生活指導主任研修では各学校の資料に基づき、いじめの認知について協議する場を設けました。本市では、いじめと思われる問題行動等が発生しなくなってから３カ月が経過したものをいじめの解消としています。２学期認知分におけるいじめの解消率は２０校中１７校が１００％でした。どんな軽微ないじめも見逃さないという観点から、市全体として高い解消率となっています。ＳＮＳの適切な利用の仕方についてまとめているＳＮＳ学校ルールについては、指導室からの指導・助言の下、令和元年度末までに市内全小・中学校において改定がなされました。「今後の方向」として、これまで行ってきた取り組みを継続していきます。学校におけるいじめの発生率は２％台から４０％台後半の学校があるため依然として大きな差があると認識しています。この差は各学校における児童・生徒への事前指導のあり方や校内委員会の体制などの差から、いじめとして認知するまでに生じるものと分かりました。今後も生活指導主任研修等で指導室からも指導・助言を行うとともに、定例校長会等を通じて学校管理職とも課題を共有し、市内全体でいじめ問題への対応に取り組んでいきたいと考えます。ＳＮＳ学校ルールにおいては、今後も国や都の方針に沿って定期的にルールの見直しを図るよう指導していきます。

続いて、柱の２、３０ページの事業番号１７について説明します。「実績」は進行中、「今後の方向」は継続としました。学力調査結果の公表については各小・中学校の学校ホームページから確認できます。また、調査結果を踏まえ、各学校では授業改善を進めたり、主に低学力層を対象に学習を行う学力パワーアップサポーターの活用を図ったりしました。調査結果を分析したところ、資料にありますように同一母集団の伸び率は高いことが分かりました。これは平成３０年度の伸び率と比較して、より上昇しています。令和２年度は全国学力・学習状況調査及び東京都の児童・生徒の学力向上を図るための調査は中止となりました。そこで、授業改善のやり方を工夫するとともに、学力パワーアップサポート事業を継続することで学力向上を図っていきます。

続いて、３１ページの事業番号１８をご覧ください。市学力調査についてです。全小学校の第２学年から第６学年までを対象に、６月と１月に、小学校算数の診断シートによる実態把握及び効果検証を実施しました。また、中学校全学年でも同様に、小学校算数及び中学校

数学の診断シートによる実態把握及び効果検証を実施しました。成績上位層（Ａ層）、中間層（Ｂ層）、下位層（Ｃ層）ごとの正答率の割合については資料にお示ししたとおりです。各学年の結果について、Ａ層ではそれぞれポイントが増えました。Ｂ層、Ｃ層では減りました。これらの数値はＣ層からＢ層、Ｂ層からＡ層に移行した児童・生徒がいることを示しており、確実に全体的に基礎的、基本的な学習内容の定着が図られたと言えます。

最後に、柱の３、６３ページの事業番号４８について説明します。「実績」は進行中、「今後の方向」は継続としました。令和元年度から本市の特別支援教育に携わる全教職員を一堂に会する特別支援教育研修を、４月に実施することとしました。研修では本市の特別支援教育の方向性についての講義や、就学支援等の手続についての説明を行います。第七小学校の知的固定学級のしらゆり学級では平成３０年度から２年間、特別支援教育の専門性向上事業に取り組み、都立清瀬特別支援学校と連携しながら自立活動の内容の充実を図りました。自立活動における年間指導計画を作成するとともに、１１月の授業改善研究会において授業公開と成果発表会を行い、取組内容を市内に広めました。「今後の方向」は継続としています。令和２年度においても引き続き特別支援教育研修を実施し、本市の特別支援教育の方向性について市内全体で共通理解を図り、特別支援教育を充実させていきます。第七小学校での成果をもとに、今後も授業改善研究会等の機会を生かして自立活動の充実に向けた授業改善に取り組んでいきます。

指導室からは以上です。

○園田教育長　ご意見、ご質問はいかがですか。

○宮下教育委員　生涯学習課長から特にご説明にはありませんでしたが、市民大学について一言申し上げます。先月、市民大学中期コースの報告書が届き、それを読ませていただきました。何と素晴らしい講座の内容なんだろう。私自身がものすごく学んだことが多かったです。「市民講座に応募される方が大変多く、制限をせざるを得ない。お断わりせざるを得ない」と冒頭のご挨拶にありました。市民皆様の文化度、知識度の素晴らしさをあの報告書を見ながら強く感じました。今後は、そのパワーを子どもたちにぜひ向けていただき、お力添えいただけるようにしてほしいです。生涯学習課長からも働きかけていただければと強く感じたところです。

生涯学習課長はそのことに触れられませんでしたが、課長ご自身が冒頭に挨拶を書かれていますので、何か思いがおありなのだと思います。一言語っていただければと思いますがいかがでしょうか。

○板倉生涯学習課長　市民大学中期コースについて、宮下委員からお褒めの言葉をいただきました。運営してくださっている方々にも宮下委員のお言葉を伝えて、これまでの労をねぎらいつつ、また、さらに市の生涯学習の充実に向けて取り組んでいただくように協力していきたいと思います。市民大学中期コースは、毎年、委員の皆様が日ごろから様々な先生の講演会などに積極的に出向かれ、「この先生の講義をぜひ東久留米市民の皆様に聞いてほしい、学んでほしい」というものを自分が勉強していく中で選んできて、毎年そういう講座を１５回のコースで皆様に市民大学として紹介されています。

委員の皆様はすごい熱意と熱量をお持ちでして、毎年素晴らしい計画を立ててくださっています。宮下委員おっしゃるとおり、今は大人向けの内容が主ですが、こういった活動を広く世代に広げていきたいと、委員の皆様からもご意見をいただいます。引き続き研究して、そういったものに発展していけるよう、一緒に考えながら進めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○宮下教育委員　ぜひよろしくお伝えください。東久留米の子どもたちの教育のためにもご尽力いただけるように切にお願いをしていただければと思います。

○園田教育長　市民大学については８１ページの６５番になりますが、評価としては進行中、今後も継続という淡々とした内容で、実績については数値的な受講生の人数等の外形的な分析になっています。宮下委員にせっかく評価していただいたので、もしこの内容についてのアンケート調査の結果などがあれば、要するに、質の面での評価の指標があればせっかくのご発言ですので何かもう少し加筆できるかと思います。

○宮下教育委員　「評価」ということではなく、報告書を読ませていただいて素晴らしいと素直に感じたので申し上げました。皆さんもこの報告書はお持ちのはずですのでお分かりになると思います。

○園田教育長　そのほか、いかがですか。

○馬場教育委員　この報告書はホームページに載りますよね。

○栗岡教育総務課長　最終的に報告書としてまとまりましたらホームページに全文掲載します。

○馬場教育委員　どの課にもすごく努力されていていいところがあると思います。例えば、保護者に対して、これだけ子どもたちのことを思ってくれていることをアピールされてもいいのではないかと思いました。カメラを各校５台も付けてくれていて、さらによく点検して８カ所に必要性を見て追加で設置してくれたとか。ハンディを持った子どものための図書館の対応などがあるのに多岐にわたっていて把握しにくいです。「教育委員会だより」でもいいのですが、抜粋したトピックスみたいなものがあるといいと思います。「教育委員会は子どもたちのためにこれだけのことを考えている」ということを保護者は知らないと思いますので、うまくアピールしてもらいたいです。例えば、「学校だより」に載せてもらうとかでも知ってもらえるのではと思いますが。

○園田教育長　全部見てくださいというのは難しいので、２、３ページに概要というか、集計表を載せています。達成、前進、進行、停滞、「今後の方向」としては拡充から終了まで。件数も紹介し、高い評価、低い評価など、特徴のあるものについて簡単にその概要を紹介するなどの編集上の工夫はしています。これに加えて何か工夫ができるかと言えば、広報等で公表するときに幾つかピックアップして紹介するなどは可能かもしれませんが。

○栗岡教育総務課長　市報ですと紙面の制限もあり、「報告書ができたのでホームページをご覧ください」というお知らせになってしまうかもしれません。「教育委員会だより」を下半期に出す予定ですので、委員からのご意見を何らかの形で反映できるか検討してみたいと思います。

○宮下教育委員　子どもたちの学力について伺います。３１ページになります。「取組状況の評価」は進行中です。A層、B層、C層があり、A層が増えて、B層、C層が減ってきたと。減ってきたのはB層がA層に、C層がB層になったからということですね。全体的に上がってきていることは分かりますが、東久留米市の子どもたちはA層、B層、C層にどのくらい分布していますか。どこを重点にしていけば学力向上のための施策につながっていくのでしょうか。把握されていなければ後ほど伺えれば結構です。

○今野統括指導主事　本日は資料がないのでどの程度の割合かは説明できませんが、指導室として把握しています。先ほど申し上げた学力パワーアップサポート事業を大いに活用して、底上げを図っていきたいと思っています。

○宮下教育委員　どの層の底上げをするかが大きな課題だと思います。

○今野統括指導主事　はい。

○園田教育長　冒頭、教育総務課長から説明がありましたが、８月の定例会に議案として提出させていただく予定ですので、お時間のあるときにお読みいただいてお気づきの点は事務局にお寄せいただければと思います。

次の議題に移ります。「⑤教科書採択に係る教育委員会の傍聴について」の説明をお願いします。

○栗岡教育総務課長　教科書採択を行います８月１４日の教育委員会についてですが、新型コロナウイルス感染症対策のため、会議室内の人数をできるだけ少なくする必要があることから最も広い会場を確保しています。事務局側の出席者も減らし、傍聴者については当日抽選を行い、会議室内の人数が収容定員の約３分の１程度の５０人以下となるよう制限することを予定しています。市民の方からは、「今年度もできるだけ広い会場を確保してほしい」「別室でも音声及び映像の配信をしてほしい」とのご要望もあり、通路を挟んだ７０２会議室も確保できましたので、傍聴者用にスピーカーを配置し、音声のみの配信を行いたいと考えています。したがいまして、今年度については２会場に分かれて審議を傍聴できるようにしますが、状況に応じて変更させていただく場合もありますのでご了承願います。なお、例年、教科書採択の傍聴の問い合わせが非常に多いため、ホームページや広報の８月１日号にも抽選を行う旨の周知を図ります。以上の内容については教育委員の皆様にもお知らせしていますが、改めて報告させていただきます。

○園田教育長　この件についてご意見、ご質問はいかがですか。よろしければ続きまして、「⑥令和２年第２回市議会定例会について」の説明をお願いします。

○森山教育部長　令和２年第２回市議会定例会について説明します。本日は次の資料を用意しました。会期日程表、提出議案の一覧表、議案第５３号、５４号、５５号、５６号、５７号の資料。一般質問の一覧表及び答弁概要、会議結果の一覧表です。

先ず、会期日程ですが令和２年６月５日から６月２５日までの２１日間の会期となり、一般質問は６月９日から１２日まで行われました。

次に、提出議案ですが初日に議員提出議案が２議案、市長提出議案が３６議案、最終日に１議案が上程されました。その中で教育委員会に関係します内容の議案は６件あります。初めに、「議案第４２号　専決処分（令和２年度東久留米市一般会計補正予算（第１号））の承認について」です。これは５月８日の教育委員会定例会において教育長の臨時代理についてご承認いただいた新型コロナウイルス感染症拡大対策として、各小・中学校が休校中であることに伴い、オンラインでの家庭学習環境を整えるため、東京都の補助金を活用した通信機器の通信料及び賃借料に係る補正予算の専決処分の承認を求めるもので、初日の本会議において審議、採決の結果、全員賛成で承認されました。次に、「議案第５７号　東久留米市教育委員会教育長に支給する期末手当の特例に関する条例」です。これは現在の社会経済状況を踏まえ、令和２年６月に支給される教育長の期末手当について１５％減じるもので、初日本会議において審議、採決の結果、全員賛成で承認されました。次に、「議案第５２号令和２年度東久留米市一般会計補正予算（第４号）」です。これは５月２７日の教育委員会定例会において教育長の臨時代理についてご承認いただいた新型コロナウイルス感染症拡大対策として、教育委員会が行う事業に係る事業費を含む補正予算で、教育費としては小・中学校の校内通信ネットワーク整備事業、１人１台端末整備事業、感染症対策事業を計上したものです。初日本会議において審議、採決の結果、全員賛成で承認されました。次に、「議案第５３号　２．市立下里中学校北校舎棟大規模改造工事の請負契約の締結について」、「議案第５４号　２．市中央図書館大規模改造工事及び高効率設備導入工事の請負契約の締

結について」、「議案第５５号　２．市中央図書館大規模改造工事及び高効率設備導入工事（機械設備）の請負契約の締結について」です。これら３議案はいずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定に基づき、請負契約の締結について議会の議決を求めるもので、初日本会議において審議、採決の結果、議案第５３号は全員賛成で、議案第５４号と議案５５号は賛成多数で可決されました。議案については以上です。

次に一般質問についてです。教育委員会に関係するご質問は２１人中９人の議員から通告をいただきました。質問については、新型コロナウイルス感染症に関連して次のような質問がありました。小・中学校の対応について、感染症の拡大防止対策について、オンライン授業の活用について、児童・生徒とともにつくる教育を、就学援助制度について、学習環境の機会の提供について、学校現場における感染症対策・熱中症対策について、児童・生徒の心のケアについて、学校再開について、教育のＩＣＴ化について、小・中学校再開後の教育活動について、小・中学校の校庭開放について、生徒の生活習慣について、クラブ活動の取組についてなどです。そのほか、図書館行政について、ＧＩＧＡスクールについてなど多岐にわたるご質問をいただきました。詳しい答弁内容については後日ホームページに掲載されますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

次に請願ですが、教育委員会に関係する請願はありませんでした。

以上、議会報告とさせていただきます。

○園田教育長　ご意見、ご質問はいかがですか。よろしければ、⑦「その他」ですが、事務局から何かありますか。

○森山教育部長　ありません。

○園田教育長　委員からいかがですか。

○細田教育委員　今年度の校長、副校長の名簿がまだ配布されていないので、不便なこともあります。よろしくお願いします。

○宮下教育委員　そのことに関連して一言申し上げます。後ほど教育総務課長からお話をいただければと思います。

今年は辞令伝達式ができませんでした。いつもはその席でいろいろな資料が配られるのですが、４月、５月、６月、７月に入ってもまだ各小・中学校の校長、副校長の一覧表がありません。それから顔も全く分かりません。中学校は７校のうち一人だけ異動です。小学校は１２校のうち７人か８人が異動でしたが、その方たちとも１回も会っていません。まちで会った時にご挨拶ができなければ、とても失礼だと思います。

聞くところによりますと、他区市では辞令伝達式ができなかった代わりに、そのようなフェース・トゥ・フェースの機会を持たなければいけないというので、校長会また副校長会の時に私たち教育委員も来られる方は出席するなどして、そこで顔見知りになるという手法をとっているところがあります。本市でも何かの形で顔が見える教育行政にしていただければありがたいと思いますので、早急にお願いします。細田委員のおっしゃるとおりです。いろいろな策があろうかと思いますので、私たちも失礼のないようにしていきたいと思います。対応がとれるのであれば、教育総務課長からお答えいただければと思います。

○栗岡教育総務課長　名簿配付の件については申し訳ありませんでした。至急お配りします。

校長、副校長との顔合わせの場についてですが、校長会、副校長会は延期や開催中止が続いていましたが、ようやく６月以降は定期的に開催できるようになってきました。その場を利用するなどして、教育委員の皆様との顔合わせの場として設定させていただきたいと思い

ます。

◎閉会の宣告

○園田教育長　それでは、以上で令和２年第７回教育委員会定例会を閉会します。

（閉会　午前１１時３０分）

東久留米市教育委員会会議規則第２８条の規定により、ここに署名する。

令和２年８月３日

教 育 長　園　田　喜　雄　（自　　書）

署名委員　尾　関　謙一郎　（自　　書）